

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年 11 月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第 2200105 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第 2200057 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 8 月 9 日及び平成 19 年 12 月 17 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 18 年 8 月 9 日及び平成 19 年 12 月 17 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 18 年 8 月 9 日及び平成 19 年 12 月 17 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 8 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 8 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 8 月
⑧ 平成 18 年 12 月
⑨ 平成 19 年 12 月
⑩ 平成 20 年 8 月
⑪ 平成 20 年 12 月
⑫ 平成 21 年 8 月
⑬ 平成 21 年 12 月
⑭ 平成 22 年 8 月
⑮ 平成 22 年 12 月
⑯ 平成 23 年 8 月

⑰ 平成 23 年 12 月

請求期間①から⑰までの期間にA社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金の記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑦及び⑨について、B銀行から提出された請求者に係る月中取引一覧表（以下「取引一覧表」という。）及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、同社から請求期間⑦及び⑨にそれぞれ 30 万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと認められる。

また、賞与支給日については、取引一覧表及び同僚から提出された賞与に係る明細書により、請求期間⑦は平成 18 年 8 月 9 日、請求期間⑨は平成 19 年 12 月 17 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 8 月 9 日及び平成 19 年 12 月 17 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から⑥まで及び⑧について、取引一覧表によると、平成15年8月8日、同年12月22日、平成16年8月9日、同年12月14日、平成17年8月9日、同年12月15日及び平成18年12月15日にA社からの入金があることから、請求期間①から⑥まで及び⑧において同社から請求者に賞与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚から提出された賞与明細書により、A社は複数の期間において、賞与から誤った厚生年金保険料率に基づき計算された厚生年金保険料を控除していることが確認できるところ、請求期間①から⑥まで及び⑧については同僚から賞与明細書等の提出はなく、ほかに同社が賞与から厚生年金保険料を控除する際に用いた保険料率を特定できる資料はないことから、取引一覧表で確認できる入金額より請求期間①から⑥まで及び⑧における賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

- 3 請求期間⑩から⑰までについて、当該期間にA社の取引先金融機関であったC銀行は、当該期間における取引履歴は保存期間が経過しているため提供することができないと回答しており、請求期間⑩から⑰までにおける賞与の支払及び厚生年金保険料控除について推認することができない。

- 4 請求期間①から⑥まで及び⑧並びに請求期間⑩から⑰までについて、事業主は、請求期間

当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨回答している。

このほか、請求期間①から⑥まで及び⑧並びに請求期間⑩から⑰までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑥まで及び⑧並びに請求期間⑩から⑰までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。